

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1057	10572010	一般廃棄物処理施設許可の権限委譲	一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、都道府県知事の許可を受けなければならないが、この許可権限を市に委譲する。	一般廃棄物処分において民間事業者が参入することで、既存事業者の業種転換を促し、産業基盤の強化と雇用の創出を図り、地域経済の活性化を図ることができる。	一般廃棄物処分において民間事業者が参入することで、既存事業者の業種転換を促し、産業基盤の強化と雇用の創出を図り、地域経済の活性化を図ることができる。	兵庫県	相生市	環境産業誘致特区	相生市は、環境関連新規産業の参入と雇用創出を図り、地域の活性化を行う必要がある。そのため、従来は地方公共団体の固有事務として実施している一般廃棄物処分に関して、民間事業者が参入しやすいよう許可要件の緩和を行う。このことにより、産業構造の多様化、雇用の創出を図り、地域の活性化に繋げて行く。
1431	14312010	地域産木材・リサイクル品の活用支援	地域の資源(地域産木材、地域産リサイクル品)の有効利用を図ることにより、地域の循環型社会構造の転換を図るとともに、幅広い雇用創出効果等により地場産業の活性化を図り、地域再生を支援する。	・斜面に間伐材を筋状に配置し、浄水汚泥や木質廃材等をリサイクルした土を吹き付け、植生を図る。 ・砂防ダムのコンクリート施工に際し、間伐材を用いた残存型枠を採用する。 ・落石防護柵の従来は鋼製網としていた部分を間伐材にする。等	県単独事業だけの取り組みには限界があり、補助事業でも取り組むことにより、更なる有効活用を図りたい。	和歌山県	和歌山県	地域産木材・リサイクル品の活用支援	公共事業における地域産木材や地域産リサイクル品の優先使用
1148	11482070	環境物品等の調達の推進を図るための具体的取り組み	グリーン購入法による国等における環境物品等の調達方針について、地域の処理困難廃棄物等を再生利用した資材等の積極的利用を図ることにより、地域の資源循環を促進し、環境への負荷の低減に資するため、以下の対策を講じること。 グリーン購入法に係る公共工事の特定調達品目候補群(ロングリスト)に掲載されている「都市ゴミ溶融スラグ混入アスファルト混合物」「都市ゴミ溶融スラグを用いたコンクリート骨材」及び「都市ゴミ溶融スラグ混入路盤材」の特定調達品目追加手続きの迅速化。 地域の資源循環に資する特定調達品目について、「地域再生支援のための特定地域プロジェクトチーム」での活用促進の協議を通じた国の地方支分部局等での積極的な活用及び各省各庁の長が定める環境物品等の調達方針への反映。	「12. 地域再生構造の意義・目標・前提となる地域の特徴、具体的内容・効果、支援措置の必要性等」に記述した個別事業のうち、参照	本県では、あおもりエコタウンプランで確立を目指すゼロエミッションシステムを核として、先進的なリサイクル産業の集積を図り、資源循環型の地域づくりの形成と地域経済の活性化を進めることとしている。この実現のため、リサイクル製品の確実な需要を確保することが重要であり、このためにはリサイクル製品についての環境負荷低減効果や品質確保(安全性、耐久性等)等を客観的に評価する制度が必要がある。しかしながら、こうした技術情報等の調査分析や検証等を自治体が単独で行うことは困難であるため、グリーン購入法に基づく特定調達品目の追加について国の支援を求める必要がある。	青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	国際的なエネルギー開発 供給拠点が形成されつつあり、あおもりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する「環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。
1188	11882020	関係省庁連携によるクリーンエネルギー自動車専用ナンバープレートの新設	日光市は環境美化都市であり、恵まれた自然環境が貴重な観光資源であることから、当市から全国的なクリーンエネルギー自動車の普及啓発を発信するため、クリーンエネルギー自動車により訪れる観光客に対し、市内駐車場等の無料開放等の優遇措置を検討している。これは、購入意欲の推進はもちろんのこと、足利銀行一時国有化により地域経済が低迷している今般において、地域観光の活性化といった側面から、訪れる観光客に少しでも魅力ある施策を展開するなかのひとつとしても位置付けている。この施策を実施するにあたっては、通常の車両との差別化が容易にできる必要性が生じることから、クリーンエネルギー自動車専用のナンバープレートが新設できるよう、環境問題を総合的に捉え、国土交通省や環境省等、関係省庁が連携して取り組んでいただきたい。	市内駐車場等の無料開放等の制度確立	環境美化都市として、クリーン自動車の普及促進を地方から全国へ発信するため、クリーンエネルギー自動車利用者に対する各種優遇措置の施策を展開したいが、実施に当たっては、通常車両との識別が容易に行われることが必要であり、専用ナンバープレートの新設が望まれることから提案するものである。	栃木県	日光市	環境美化推進プロジェクト	日光市は環境美化都市として各種施策に取り組んでおり、今後、クリーンエネルギー自動車の普及・啓発を発信していきたい。現在、購入の際に国の助成があり、当市も市民購入の際、独自の上乗せ補助を検討しているが、地球温暖化が懸念されているなか、国においても補助制度の充実を望みたい。また、観光客に対し、市内駐車場無料化等の優遇措置も検討しており、これは、購入意欲の向上はもちろん、足利銀行一時国有化による地域経済の低迷を活性化するものとしても位置付けている。実現には、一般車との差別化が必要であり、専用のナンバープレートが新設できるよう、国土交通省や環境省等、関係省庁が連携して取り組んでいただきたい。
1148	11482110	バイオマスタウンの公表基準における地域設定の弾力化	バイオマスタウン構想基本方針において、バイオマスタウンの定義については、「バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域」としているものの、実施主体については市町村としている。しかし、バイオマスの利活用については、バイオマスの収支が効率的に行なわれるよう設計された地域単位で実施されるべきものであり、現状の市町村単位とは必ずしも合致しないこと、また、今後、市町村合併の進展による自治体の広域化も予想されることから、バイオマスタウンとして公表する際の基準における地域設定においては、市町村単位のみならず、農業センサス上の新旧市区町村単位等任意の「地域」についても認めることを要望する。	「12. 地域再生構造の意義・目標・前提となる地域の特徴、具体的内容・効果、支援措置の必要性等」に記述した個別事業のうち、参照	バイオマスタウンの推進にあたっては、効率的なバイオマス利活用システムの構築に向けた地域の取組に加え、バイオマスタウンとして公表する主体である国による支援が必要であるため。	青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	国際的なエネルギー開発 供給拠点が形成されつつあり、あおもりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する「環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1132	11322011	他用途の民活特定施設への転用(リニューアル)に対する支援	民活法に基づき整備した施設の転用後の用途が同法第2条の特定施設のいずれかに該当するときは、転用に伴う整備計画の処理を同法第5条の規定に基づき行うこととし、その整備事業に対しては、同法所定の支援措置を適用する。併せて、同法の失効期日である平成18年5月29日以降も同法の適用があるものとする。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産の目的外処分禁止期間に関係なく、国庫補助金の返還を要しないこととする。	民活法第2条第1項第3号(情報処理施設)、第4号(電気通信・放送施設)、第13号(小売業高度化施設)、第14号(食品の生産・流通の円滑化等施設)に掲げる施設へ転用し、これらの事業展開を図る。	明石海峡大橋の開通という不可抗力的な社会変動により、遊休化を余儀なくされている民活特定施設の有効活用を促進するため。	兵庫県	洲本市	民活施設の活用による「みなと」再生構想	洲本市は、昔から淡路島の海の玄関口として機能し、港を中心にして街が形成されている。平成6年には洲本市の第三セクター(株)淡路開発事業団が民活法第2条第1項第6号イの港湾利用高度化施設(旅客ターミナル)として「洲本ポートターミナルビル」を洲本港に整備した。しかし、平成10年の明石海峡大橋開通に伴う海上航路の相次ぐ廃止により、旅客ターミナル部分の大半が遊休化し、港のにぎわいが消えている。そこで、同法所定の他用途の特定施設(同条第3号、第4号、第13号、第14号等の施設)への転用、同法所定の特定施設以外の用途(複合型民間商業施設)への転用を実現することによって、みなどの再生を目指す。
1348	13482010	環境行政権限の移譲	水質保全、土壌汚染防止、森林保護など農林水産業と密接に関連する環境行政の権限を国から「関西州(産業再生)特区」の組織に移譲すること。	「関西州(産業再生)特区」において、環境行政と農林水産行政を一体的に進め、関西の自然資源を保全・活用しつつ、研究開発を重点化して特色ある商品を生み出し、関西の農林水産業の国際競争力を強化する。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、かつ関西全体の活性化のためには都市部の発展だけでなく、農村部や漁村部の産業振興を図ることが重要である。関西の有する豊かな自然環境と試験研究機関の集積を最大限に活用し、国際競争力のある農林水産業を創出・育成することにより、都市部のみならず関西全体が自立した地域となることをめざす。 環境行政と農林水産行政を一体的に進め、関西の自然資源を保全・活用しつつ、研究開発を重点化して特色ある商品を生み出し、関西の農林水産業の国際競争力を強化する。 関西に存在する農林水産関係及び環境問題に関する公的な試験研究機関を再編体系化し、スピーディかつ弾力的に研究テーマの選択と集中をできるようにし、高付加価値の農林水産品の開発に向けて研究資金を効率的に活用する。なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	環境行政と一体化した農林水産業の競争力強化	関西の有する豊かな自然環境と試験研究機関の集積を最大限に活用し、国際競争力のある農林水産業を創出・育成することにより、都市部のみならず関西全体が自立した地域となることをめざす。 環境行政と農林水産行政を一体的に進め、関西の自然資源を保全・活用しつつ、研究開発を重点化して特色ある商品を生み出し、関西の農林水産業の国際競争力を強化する。 関西に存在する農林水産関係及び環境問題に関する公的な試験研究機関を再編体系化し、スピーディかつ弾力的に研究テーマの選択と集中をできるようにし、高付加価値の農林水産品の開発に向けて研究資金を効率的に活用する。なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1474	14742010	社会資本整備にかかる権限移譲	社会資本の選択集中型整備事業を推進するため、「関西州(産業再生)特区」が法的根拠をもった関西全域の長期総合計画と社会資本整備重点計画を策定できるよう、国土総合開発法、近畿圏整備法、社会資本整備重点計画法等に基づく所要の権限を国から「特区」に移譲すること。	「関西州(産業再生)特区」において、社会資本整備の優先順位を決定し、財源の戦略的配分を行うものとし、そのために関西全域の長期総合計画と社会資本整備重点計画を策定する。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、産業再生の基盤である社会資本(国土交通関係のみならず、農林水産基盤等を含む)の整備を関西全域の視野から選択と集中により重点的・効果的・効率的に行うことは重要な課題である。 現状では、全国的視点を優先した国土計画や社会資本整備計画のもと、限られた財源のなかで地元のニーズにあった基盤整備が必ずしも行われない仕組みになっており、地方の活力が奪われている。 また、国道と農道などのように所管省庁は異なるものの類似的社会資本が縦割りに決定されており、最小の費用で最大の効果を生む形になっていない。 さらに、複数の省庁や複数の府県域にまたがる場合、調整に多大な労力を要し、実行までに時間がかかりすぎる。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	社会資本の選択集中型整備事業の推進	産業再生の基盤である社会資本(国土交通関係のみならず、農林水産基盤等を含む)の整備を、関西全域の視野から選択と集中により重点的・効果的・効率的に行う。 関西において独自に、社会資本整備の優先順位を決定し、財源の戦略的配分を行うものとし、そのために関西全域の長期総合計画と社会資本整備重点計画を策定する。 社会資本整備事業調整費、都市再生プロジェクト事業推進費等を活用し、計画にしたがった重点事業の調整、推進を行う。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1234	12342020	CO2排出権取引制度化に係るポイントシステムのルール化	森林による還元効果を含めたCO2排出権取引を制度化し、森林再生力を持っている中山間地に企業の直接投資を誘導するシステムを構築する。中津江村は、W杯カメルーン国キャンプの受入により高い知名度を持っているので、企業からの投資を呼び込みやすい環境にある。この地域特性を活かして地域に仮に150,000千円/年の投資を呼び込めれば、労働集約型の事業であり、ほとんどは人件費のため、30人の雇用発生が望める。	政府は、森林再生に係る各企業の活動を事業と認めて、損金算入の範囲を拡大するとともに、森林再生とCO2排出の関係のポイントシステム化したルールを作る。企業は、特定の市町村とパートナー契約を結び、自らの社会貢献とCO2排出削減の両方の意味を持って、計画的に森林再生に取り組む。市町村は、国公有林、民有林を問わず、地域の森林再生に係る基本的な整備計画を策定する。市町村の林業従事者等で構成する事業組合等は、企業の資金を受け入れ、市町村の計画に従って森林再生作業に従事する。	排出権取引という形で流通するにはきちんとした数値の根拠が必要であり、国において根拠をハッキリとした上での実施が望まれる。	大分県	中津江村	CO2排出権取引の制度化構想	森林は、水を育み、空気をきれいにし、人に癒しを与えます。その森林が、荒廃しています。中山間地に暮らす人々の高齢化が進み、森林作業に従事する人が少なくなっています。一方で、エネルギーの消費はますます増大し、CO2排出削減は、国民的課題となっています。こうした中、中山間地の経済を活性化させ、雇用を増大させるため、企業からのダイレクトな投資を中山間地に呼び込むことが求められます。森林が持つ還元効果を利用して、CO2排出権取引を制度化し、政府はルール作り、企業は社会貢献等としての投資、地域は森林再生の取組と役割を分担し、環境に配慮した持続可能な社会を目指す必要があります。
1475	14752010	防災・危機管理に関する権限移譲	「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」があらゆる災害に対応できるようにするため、災害対策基本法はじめ所要の法令等を改正すること。 非常時に権限の集中が行えるよう、防災、災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州(産業再生)特区」に移譲すること	「関西州(産業再生)特区」において、大規模災害を未然に防止し、発生する被害を最小化するため総合的な政策の企画立案を行う。 「特区」のもとに、関西のすべての防災・危機管理活動を統率する組織として「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」を設置し、関係省庁ならびに府県との権限関係をあらかじめ調整しておくことにより、危機に対する地域の準備・対応能力を高めるとともに、災害発生時に権限を集中することにより救助などの機動的な対応を行う。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、そのためには住民や企業がこの地域で安心して活動できるようあらゆる災害に対する安全が確保されていることが重要である。 しかし現状では、近い将来発生が予想される南海、東南海地震や直下型地震への対応、さらにはテロ、新型伝染病などの危機管理も十分であるとは言いがたい。 地震、大事故、テロ等により交通、通信、エネルギーなどの社会インフラが広域的に影響を受ける恐れが強いが、これらの事態に一体的・機動的に対応できる体制もない。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	広域的な防災・危機管理体制の構築	関西において大規模災害を未然に防止し、発生する被害を最小化するため総合的な政策の企画立案を行う。 地震、テロ、新型伝染病など関西のすべての防災・危機管理活動を統率する組織として「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」を設置し、関係省庁ならびに府県との権限関係をあらかじめ調整しておくことにより、危機に対する地域の準備・対応能力を高めるとともに、災害発生時に権限を集中することにより救助などの機動的な対応を行う。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1350	13502010	一級河川管理権限等の移譲	関西において完結する水系を一体的に管理できるようにするため、一級河川の管理権限はじめ所要の権限を国から「関西州(産業再生)特区」に移譲すること。	「関西州(産業再生)特区」において、関西の総合的な水資源政策を企画立案し、水系管理の基本方針を決定する。 「特区」のもとに「関西水系管理機構(仮称)」を設立し、広域の湖沼、河川から上下水道まで、関西の水系を一体的総合的に管理するとともに、水質保全、防災等の観点から広域的な規制や監視の役割を担う。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、基盤となる水の問題を同時に考えることが重要である。現在は河川ごとに国・地方が混在して、また複数府県にまたがる河川はそれぞれの府県の単位で、さらに工業、農業、生活用水等用途によってばらばらに管理運営されており、水系として水資源を有効かつ効率的に活用できていない。このため、産業インフラや生活インフラとしての水のコストが高く、また水質保全にも多大な労力を必要としている。 貴重な資源である水について、水源の涵養、水質の保全、治水から各種用水の効率的活用まで一貫して所管し、関西の水系を一体的に管理する体制を構築する。これにより、厚生省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省などにまたがる問題を一元的に処理でき、一方、関西において水質保全等における先進的な取組みを行っている自治体の取り組みを広域に波及していくことが可能になる。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	水資源の保全活用のための水系の一体的管理	貴重な資源である水について、水源の涵養、水質の保全、治水から各種用水の効率的活用まで一貫して所管し、関西の水系を一体的に管理する体制を構築する。 関西において、関西の総合的な水資源政策を企画立案し、水系管理の基本方針を決定する。 「関西水系管理機構(仮称)」を設立し、広域の湖沼、河川から上下水道まで、関西の水系を一体的総合的に管理するとともに、水質保全、防災等の観点から広域的な規制や監視の役割を担う。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1096	10962010	自然公園法及び文化財保護法の許可等手続きの一元化・簡素化	日光市は日光国立公園の中心に位置し、また世界遺産にも登録された「日光の社寺」を有することから、特別地域等や史跡・名勝の指定があり、自然公園法及び文化財保護法の双方からの縛りを受ける現状がある。本市としては、足利銀行一時国有化による地域経済が低迷している今般において、自然景観や文化景観を最大限に有効活用していくことが地域経済、観光の活性化に寄与するものと考えており、各種施策の実施を検討している。自然公園法と文化財保護法は立法主旨は異なるものの、許可行為の審査項目など同様な視点が見受けられることもあり、法に対する信頼感、観光客・公園利用者への適切なサービスの向上・改善を図り、より良い国立公園、名勝・史跡を実現するため、環境省、文化庁の連携により手続き等の一元化・簡素化が図れるよう要望する。	自然環境、名勝・史跡を最大限に有効活用した新たな魅力の創出 一例として「環境に配慮した自然、文化 景観照明(ライトアップ)」	自然公園法及び文化財保護法はそれぞれの立場から、未来に向かって守るべき対象での行為に対して規制するものであり、その規制そのものは重要なものであると認識しており、むやみに権限委譲等をするものではないと考える。しかし、各種許可行為については、双方において同様の視点からみる項目も多く、現在の経済状況を再生するには短期間での施策展開が有効であることから、提案するものである。	栃木県	日光市	観光資源有効活用プロジェクト	日光市は日光国立公園の中心に位置し、世界遺産日光の社寺を有する国際観光都市である。足利銀行一時国有化により地域経済が低迷するなか、本市が持つ恵まれた自然・文化を有効活用していくことは地域の活性化に寄与するものである。現在、この資源を活用した新たな魅力として、自然・文化的景観の景観照明を計画しており、又、今後も種々の施策を検討しているが、当地は自然公園法と文化財保護法双方の縛りを受ける現状がある。立法主旨は異なるものの、許可に際し同様な視点も見受けられるため、観光客へのサービスの向上・改善、より良い国立公園、名勝史跡を実現するため、環境省、文化庁の連携による手続きの一元化・簡素化を要望する。
1594	15942020	外国人旅行者に「わかりやすい」観光地整備	日本語表記だけの案内表示では分かりにくい、中国語、朝鮮語等も表記した表示を整備して、「わかりやすい」観光地を実現する必要がある。 また、携帯電話のGPS機能やICタグを活用したナビゲーションシステム、観光案内サービス、翻訳サービス等の実現も「わかりやすい」観光地実現のために考えられる。このシステムの実現により、「わかりやすい」観光地を提供したり、新たな観光ビジネスを創造したりするのみでなく、アジアの人々の多くは日本に対して「近代的なイメージ」を抱いているため、新たな観光資源として、集客力を高めることも考えられる。	ア)案内様式等の様式の統一 歴史物、道路、河川、公園等における案内標識等の様式を統一し、英語、中国語、朝鮮語等での説明を加えることで、外国人観光客にとってわかりやすいものにする。 イ)ICタグ、携帯電話等を活用した観光案内サービス実現に向けた実証実験 観光案内サービス、翻訳サービス、ナビゲーション等を携帯電話やICタグ等を利用して実現するために、実証実験を実施する。	日本政府レベルで「観光立国構想」が打ち立てられ、2010年までに日本を訪れる外国人旅行者の数を1000万人に倍増するという目標が掲げられている。この「観光立国構想」の一環として「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が展開されつつあるが、実際に外国人旅行者を受け入れるのは国ではなく各地域なのであり、観光産業の振興による地域再生を目指す地方自治体を国は積極的に支援する必要がある。	東京都	株式会社 東京リーガルマインド	外国人旅行者受入体制の包括的整備による地域再生構想	政府の「観光立国構想」の趣旨に沿って外国人旅行者増加による国内観光振興を図るべく、外国人旅行者が満足するレベルの観光資本を日本各地域で包括的に整備する必要がある。特に東アジア諸国からの旅行者の増加傾向に鑑みて、一般地域住民が当該諸国の異文化コミュニケーション能力を高める教育機会の増加、観光案内標識の多言語化とICタグ等利用による多言語翻訳サービス整備、低料金宿泊施設充実化、の包括的整備を可能とすべく、既存の関連「支援措置」の組み合わせ適用を促進し、「地域再生計画認定地域に限定した効果を持つ支援措置」の関連項目を「全国を対象とした支援措置」に拡張することを提案する。
1553	15531010	入野松原の大方町における一括管理それに伴う権限・財源の移譲	入野松原においては ・保安林指定(防風・潮害防備・保健) ・入野県立自然公園(普通地域) ・史蹟名勝天然記念物 ・鳥獣保護区 ・レクリエーションの森 ・土佐西南大規模公園(都市公園) に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管省庁に協議をしなければならないため、統一した管理や整備ができなければならず、迅速な対応ができない そのための規制を撤廃し、一括法でかかる権限と税源を大方町に移譲する。	「伐採も含めた松原再生事業」を実施することにより、国・県・町がそれぞればらばらに規制・管理している入野松原を、統一した再生計画のもとで総合的に整備する。 そのことで住民に身近なかつての松原を取り戻すことができる。	各種指定が少なく、今のように法律や条例で規制されることが緩やかだった時代の松原は、人々の憩いの場所、レクリエーションの場そのものであったが、様々な指定や事業の導入は、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原にしてしまった。 かつては食堂や旅館が立ち並び、多くの人々が松原に出入りしていたが、全国一律の制度のもとに各種指定を受けた結果、法律上の権威はまったが、人々には近づき難い松原になった。 一体的に松原を管理し、住民生活と密着した松原の再生を図るためには、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」が管理するほうが合理的であり、そのことが全国一律の法体系から逸脱していても、国益には反するとは思われない。むしろ、国益を守ろうと全国一律の規制が、そこに住む住民の生活権を脅かしている。 住民に最も身近な環境整備は、住民に最も近い地方政府の権限で管理整備すべきである。 これまで、丁度独自の整備のために伐採行為を行う場合、代替地に同等数の植樹を求められたり(史蹟名勝天然記念物保存法)、イベント時の公園管理のための協力金の徴収について、許可が下りないなど、大方町の独自性が打ち出せない。	高知県	高知県大方町	入野松原再生住民プロジェクト構想	入野松原は、大方町の町のシンボルであり、町民だけでなく、近隣住民全員の心のふるさとである。 入野松原は、森林法(農林水産省)、史蹟名勝天然記念物保存法(文部科学省)等により、複数の省庁にまたがる指定がかかり、そのための規制がかかっている。 そのために、一体的な松原の管理・整備を行おうとする場合、法律上の規制に阻まれ地域の独自性とアイデアを活かせないだけでなく、各省庁にかかる許可に時間がかかり迅速な対応ができない。 かかる権限・財源を大方町に移譲し、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」が一体的管理をすることによって、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原を取り戻すことができる。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1553	15532010	入野松原の大方町における一括管理それに伴う権限・財源の移譲	<p>入野松原においては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林指定(防風・潮害防備・保健) ・入野県立自然公園(普通地域) ・史蹟名勝天然記念物 ・鳥獣保護区 ・レクリエーションの森 ・土佐西南大規模公園(都市公園) <p>に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管部署に協議をしなければならないため、統一した管理や整備ができない</p> <p>住民生活と密着した松原の再生を図るために、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」に権限と財源を移譲することによって、統一した再生計画のもとで総合的に整備することができる。</p>	<p>「伐採も含めた松原再生事業」を実施することにより、国・県・町がそれぞればらばらに規制・管理している入野松原を、統一した再生計画のもとで総合的に整備する。そのことで住民に身近なかつた松原を取り戻すことができる。</p>	<p>入野松原においては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林指定(防風・潮害防備・保健) ・入野県立自然公園(普通地域) ・史蹟名勝天然記念物 ・鳥獣保護区 ・レクリエーションの森 ・土佐西南大規模公園(都市公園) <p>に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管部署に協議をしなければならないため、統一した管理や整備ができないばかりでなく、迅速な対応ができない</p> <p>これまで、大方町独自の整備のために伐採行為を行う場合、代替地に同等数の植樹を求められたり(史蹟名勝天然記念物保存法)、イベント時の公園管理のための公園利用者への協力金の徴収を求めることについて、許可が出ないなど、大方町の独自政策を打ち出せない。各種指定が少なく、今のように法律や条例で規制されることが緩やかだった時代の松原は、人々の憩いの場所、レクリエーションの場そのものであったが、様々な指定や事業の導入は、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原にしてしまった。</p> <p>かつては食堂や旅館が立ち並び、多くの人々が松原に入りりしていたが、全国一律の制度のもとに各種指定を受けた結果、法律上の権威はまとったが、人々には近づき難い松原になった。</p> <p>一体的に松原を管理し、住民生活と密着した松原の再生を図るためには、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」が管理するほうが合理的であり、そのことが全国一得の法体系から逸脱していても、国益に反するとは思われない。むしろ、国益を守るうえで全国一律の規制が、そこに住む住民の生活権を脅かしている。</p> <p>住民に最も身近な環境整備は、住民に最も近い地方政府に権限と財源を移譲することによって、統一した再生計画のもとで総合的に整備することができる。</p>	高知県	大方町	入野松原再生住民プロジェクト構想	<p>入野松原は、大方町の町のシンボルであり、町民だけでなく、近隣住民全員の心のふるさとである。</p> <p>入野松原は、森林法(農林水産省)、史蹟名勝天然記念物保存法(文部科学省)等により、複数の省庁にまたがる指定がかかり、そのための規制がかかっている。</p> <p>そのために、一体的な松原の管理・整備を行おうとする場合、法律上の規制に阻まれ地域の独自性とアイデアを活かせないだけでなく、各省庁にかかる許認可に時間がかかり迅速な対応ができない。</p> <p>かかる権限・財源を大方町に移譲し、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」が一体的な管理をすることによって、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原を取り戻すことができる。</p>
1588	15882010	狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数の決定権限の委譲	<p>狩猟鳥獣の種類、捕獲数の決定権限を道に委譲する。(ただし、全国的見地から保護管理を行うべき渡り鳥および第7条第5項第1号に定める希少種を除く)</p> <p>なお、権限の移譲が行われた場合、それに伴う必要経費等の移譲も含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的見地から保護管理を行うべき渡り鳥および法第7条第5項第1号に定める希少種を除き、道が独自に狩猟鳥獣の種類を定められるようにする。 ・現行の一日一人当たりの捕獲制限のみではなく、必要に応じて、鳥獣の種類毎に一人当たり年間捕獲数を定めたり、狩猟者登録時に各自に鳥獣毎の捕獲数を割り当てる制度を導入する等、狩猟期間を通じて総捕獲数設定が可能となるようにする。 ・必要に応じて、全道をいくつかの区域に分割し、それ毎に捕獲数の管理を行えるようにする。 ・上記取組を通じて、本道の自然環境の特殊性に応じた野生鳥獣の保護管理の実現等が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・渡り鳥や都府県に連続して分布する鳥獣について狩猟鳥獣や捕獲数を国が定めることは合理的だが、他の種や本道にのみ生息する種について国が定めることは必ずしも合理的ではなく、本道は地理的にも、独立した生態系を持ち、独自の狩猟鳥獣の指定が必要。 ・イタチ(メス)等本州では在来種であっても道では外来種である種、ドバトのように市街地にすむため本州では狩猟鳥獣化が困難であるが本道では常時銃による有害捕獲が行われている種等、非狩猟鳥獣の中には、本道においては保護不要の種があり、独自の判断で狩猟鳥獣に指定し、捕獲を行うことが必要。 ・一人一日あたりの捕獲数を制限する現行制度では、種類毎の生息密度に応じて、適切な捕獲数管理を行うのに限界があり、適切な生息数管理を行うには、種類毎に、全道或いは地域ごとに年間総捕獲数の上限を設け、又一人あたり捕獲数は一日あたりでなく年間管理する等、確実な捕獲数管理が必要。 ・北海道は地理的に本州以南とは隔離され、さらに渡り鳥や希少種といった国が管理することが妥当な鳥獣を本制度から除外することで、既存制度との併存が可能。 	北海道	北海道	野生動物保護管理プラン	<p>北海道では、エゾシカやヒグマなど野生動物の保護管理に向けた取組を我が国の中で先駆的に行ってきたり、将来にわたって生物多様性を保全し、野生動物との共存を図るためには、全国一律ではなく、本道の自然環境の特殊性を考慮した、独自の野生動物保護管理システムの構築が求められている。</p> <p>このため、独自の狩猟制度など、本道の特性に応じた野生動物保護管理制度の確立等を通して、北海道固有の野生動物が生息する持続可能な自然環境、野生動物と人間活動がバランスをもって共存する北海道の実現を図る。</p>
1588	15882020	狩猟の期間の決定権限の委譲	<p>狩猟期間の決定権限を北海道に委譲する(ただし、全国的見地から保護管理を行うべき渡り鳥を除く)。</p> <p>なお、権限の移譲が行われた場合、それに伴う必要経費等の移譲も含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマの頭数調整を狩猟により行う場合、現行の狩猟期間では大半が冬眠期間であり、また、適切な頭数調整を行うためには、Sのみの捕獲が有効とされているため、足跡による個体識別が可能で4～5月の春期を狩猟期間とすることが考えられる。 ・外来種であるアライグマについては、野外での絶滅を目指す必要があることから、通年にわたり狩猟を可能とすることが考えられる。 ・ドバト、カヌ類等、捕獲の目的が主に農業等の被害防止であり、狩猟により著しい生息数の減少が起こる可能性の無い鳥獣は、農業等の被害防止促進のために通年狩猟可能とすることが考えられる。 <p>上記取組を通じて、本道の自然環境の特殊性に応じた野生鳥獣の保護管理の実現等が期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟の期間(北海道では10月1日から翌年1月31日まで)は国が定め、各都道府県は必要に応じてそれを制限することが出来る。 ・特定鳥獣保護管理計画に基づく場合のみ狩猟期間を緩和できるが、9月15日から翌年4月15日までの期間を超えて、狩猟期間を設定することは出来ない。 ・特定鳥獣管理計画は「その数が著しく増加又は減少している鳥獣」を対象としているため、その制度の対象が限られ、一般的鳥獣は対象と出来ない。 ・狩猟に適した期間は、本来、鳥獣ごとの生態や生息実態により異なるものであり、狩猟によって鳥獣の保護管理(生息数管理、資源としての利用、農林漁業等の被害防止)を行おうとする場合、鳥獣毎の生態、自然環境の特性及び社会的要求に応じた狩猟期間の設定が必要である。 ・北海道は地理的に本州以南とは隔離され、さらに渡り鳥や希少種といった国が管理することが妥当な鳥獣を本制度から除外することで、既存制度との併存が可能。 ・以上により、本道の地域特性に応じた狩猟期間を設定するため、狩猟期間の決定権限の委譲を提案するものである。 	北海道	北海道	野生動物保護管理プラン	<p>北海道では、エゾシカやヒグマなど野生動物の保護管理に向けた取組を我が国の中で先駆的に行ってきたり、将来にわたって生物多様性を保全し、野生動物との共存を図るためには、全国一律ではなく、本道の自然環境の特殊性を考慮した、独自の野生動物保護管理システムの構築が求められている。</p> <p>このため、独自の狩猟制度など、本道の特性に応じた野生動物保護管理制度の確立等を通して、北海道固有の野生動物が生息する持続可能な自然環境、野生動物と人間活動がバランスをもって共存する北海道の実現を図る。</p>
1588	15882050	危険猟法の許可権限の委譲	<p>危険猟法の許可を知事の権限とする(ただし、麻酔薬を使用した捕獲方法に限る)。</p> <p>なお、権限の移譲が行われた場合、それに伴う必要経費等の移譲も含む。</p>	<p>許可を学術研究及び保護収容の場合に限ることにより、事務の迅速化、簡素化を図るとともに、野生鳥獣の保護収容や移送において、迅速な対応が可能となることが期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・麻酔銃(吹き矢を含む)は、学術研究又は保護収容のための捕獲で使用されるが、麻酔薬の使用等は危険猟法とされ、国の許可権限となっている。 ・保護収容のために緊急に麻酔銃の使用が必要となるなどに、迅速な対応が出来ない事態が想定される。 ・学術研究又は保護収容のための麻酔銃使用は、全国的にも普通に行われており、一般的な銃器による捕獲の危険性と比較しても、あえて環境大臣が危険性を判断する理由はないと思われるため、事務の簡素化を図るべきである。 <p>以上より危険猟法の許可権限の委譲を提案するものである。</p>	北海道	北海道	野生動物保護管理プラン	<p>北海道では、エゾシカやヒグマなど野生動物の保護管理に向けた取組を我が国の中で先駆的に行ってきたり、将来にわたって生物多様性を保全し、野生動物との共存を図るためには、全国一律ではなく、本道の自然環境の特殊性を考慮した、独自の野生動物保護管理システムの構築が求められている。</p> <p>このため、独自の狩猟制度など、本道の特性に応じた野生動物保護管理制度の確立等を通して、北海道固有の野生動物が生息する持続可能な自然環境、野生動物と人間活動がバランスをもって共存する北海道の実現を図る。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1588	15882060	国指定鳥獣保護区での捕獲許可権限の移譲	<p>国指定鳥獣保護区内での鳥獣の捕獲許可権限を道に委譲する。(ただし、特定鳥獣捕獲管理計画に基づく捕獲のみを対象とする)</p> <p>なお、権限の移譲が行われた場合、それに伴う必要経費等の移譲も含む。</p>	<p>・特定鳥獣保護管理計画(現在はエゾシカのみ)に基づく有害捕獲を行う場合、国指定鳥獣保護区内を含めた範囲で捕獲を実施する必要がある場合、許可は知事が行うものとする。</p> <p>・ただし、国指定鳥獣保護区の管理責任は本来国にあるため、特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲のみに限定する。</p> <p>上記取組を通じて、本道の自然環境の特殊性に応じた野生鳥獣の保護管理の実現等が期待される。</p>	<p>・例えばある市町村の全域でエゾシカの有害鳥獣捕獲を行う場合、その区域に国指定鳥獣保護区を含んでいると、道と環境大臣双方に申請が必要となり、申請者である市町村等の負担となる。</p> <p>・国と道で許可期間や許可条件が異なった場合など、農業被害への迅速な対応等において、有害鳥獣捕獲の円滑な実施に支障を来す可能性がある。</p> <p>・対象は特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲のみとする。特定鳥獣保護管理計画の範囲に国指定鳥獣保護区を含む場合は、予め国に協議を行っていることから、許可を一元化することによって、事務の簡素化を図ることができる。</p> <p>以上より、国指定鳥獣保護区での捕獲許可権限の移譲を提案するものである。</p>	北海道	北海道	野生動物保護管理プラン	<p>北海道では、エゾシカやヒグマなど野生動物の保護管理に向けた取組を我が国の中で先駆的に行ってきた。将来にわたって生物多様性を保全し、野生動物との共存を図るためには、全国一律ではなく、本道の自然環境の特異性を考慮した、独自の野生動物保護管理システムの構築が求められている。</p> <p>このため、独自の狩猟制度など、本道の特性に応じた野生動物保護管理制度の確立等を通して、北海道固有の野生動物が生息する持続可能な自然環境、野生動物と人間活動がバランスをもって共存する北海道の実現を図る。</p>
1629	16292020	サイエンスツアーの推進	<p>・科学技術に対する国民の理解を得るには研究成果や科学技術を普及啓発する必要があることから、各省庁及び独立行政法人等は、つくばサイエンスツアー事業に参画し、見学受入体制づくりに積極的に協力すること。</p> <p>・研究機関の取りまとめ役である文部科学省研究交流センターにおいては、情報発信機能の強化を図ると共に見学体制の整備にあたっては中心的役割を果たすこと。</p>	<p>・スミソニアン博物館を範とした見学コース等の設定による、見学者の誘致のための各省庁(各独法)連携による支援体制を整備する。</p>	<p>・研究機関毎に施設開放や広報への取組みや熱意はまちまちであり、独立して行っていることから、各省庁(各研究機関)が連携して全体の広報の充実を図ることが必要である。</p>	茨城県	茨城県	つくばスミソニアンプロジェクト	<p>科学技術基本計画等で目指す「国民が夢と感動を抱ける機会の提供、理解増進のための場・機会の拡充等」を推進するため、筑波研究学園都市における既存の研究機関等を活用したサイエンスツアーの実施体制を整備する。</p> <p>筑波研究学園都市は1963年の閣議了解以降、約40年に渡り営々と都市の建設整備及び研究活動等が進められ成熟期を迎えつつあるが、平成17年秋のつくばエクスプレスの開通を契機に、既存資源を活用したこのツアー実施により新しいまちづくりを推進する。</p>